

四国ゴルフ連盟 行動規範

当委員会は参加プレーヤー、開催倶楽部、そしてこの大会に関わる人々の質に誇りを持っています。この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければなりません。

行動規範は練習ラウンドを含めこの競技の開催期間中はすべての参加プレーヤー、そのキャディーに適用されます。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることにあります。規則 1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

《行動規範の違反となる行動の例》

- コースの保護をしない(例えばバンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど)
- 受け入れられない言動をする。
- クラブ、コースを乱暴に扱う(クラブを投げたり、コースを損傷させる)。
- 他のプレーヤー、レフェリー、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- いじめ、ハラスメント、差別、脅迫。
- 認められていない場所での喫煙、飲酒
- 違法薬物の摂取。
- 違法物の所持。
- 開催倶楽部のドレスコード(SGUが別途定めている場合はそのコード)に従わない。
- その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- 政府、地方自治体、開催倶楽部、主催者が要請する感染症予防対策に従わない。

《行動規範の違反の罰》

行動規範の最初の違反—レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁。

2 回目の違反—1 罰打。

3 回目の違反—2 罰打。